

掛川市条例第12号

掛川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正  
する条例

掛川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年掛川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(審査会の名称) 第2条 法第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の名称は、 <u>掛川市障害程度区分認定等審査会</u> とする。	(審査会の名称) 第2条 法第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の名称は、 <u>掛川市障害支援区分認定等審査会</u> とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。